

煮干魚類品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1655号
改 正 平成18年1月18日農林水産省告示第 77号
改 正 平成23年8月31日消費者庁告示第 8号
最終改正 平成23年9月30日消費者庁告示第 10号

(趣旨)

第1条 煮干魚類(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、「煮干魚類」とは、魚類を煮熟によってたん白質を凝固させて乾燥したものをいう。

(表示の方法)

第3条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 「煮干魚類」と記載すること。ただし、「煮干魚類」の表示の次に括弧を付して魚種名を記載することができる。

イ アの規定にかかわらず、体長(魚のふん端から尾びれの付け根までの長さをいう。以下同じ。)がおおむね3cm(いかなごにあっては、おおむね5cm)以下の煮干魚類を詰めたものにあつては、「しらす干し」、「ちりめん」等とその最も一般的な名称をもって記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 原料の魚類は、使用したすべての魚種の魚種名を、「まいわし」、「かたくちいわし」、「うるめいわし」、「いかなご」、「あじ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、記載する魚種名が3種類以上となる場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2種類の魚種名を記載してその他の魚種名は「その他」と記載することができる。

(イ) 原材料に占める重量の割合が80%以上の魚種がある場合は、(ア)の規定にかかわらず、その魚種名のみを記載することができる。

(ウ) 体長がおおむね3cm(いかなごにあっては、おおむね5cm)以下の魚類にあっては、(ア)の規定にかかわらず、「しらす」等とその最も一般的な名称をもって記載することができる。

(エ) 魚類以外の原材料にあっては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

(3) 内容量

2個以上が同一の容器に入れられ、又は同一の包装をされたものにあつては、加工食品品質表示基準第4条第1項第3号に規定するもののほか、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「〇g×袋」等と記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示して

はならない。ただし、(1)に掲げる事項については、煮干魚類の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）第3条に規定する規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 「上級」又は「標準」の用語
- (2) 前号に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1655号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月18日農林水産省告示第77号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される煮干魚類及び煮干魚類粉末の品質に関する表示については、この告示による改正前の煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。